

2018

JAF公認・準国内競技

2018筑波チャレンジクラブマンレース

特別規則書

第1戦 4月 1日
第2戦 6月 10日
第3戦 8月 26日
第4戦 10月 28日

TSUKUBA
Challenge Clubman Race

ビクトリーサークルクラブ(VICIC)

更新履歴

2018年4月10日 更新

2018年2月21日 更新

【大会公示】

筑波チャレンジクラブマンレースは、日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、ならびに本大会特別規則書により準国内競技として開催される。本特別規則書には、「筑波シリーズ規定」、「筑波サーキット4輪一般競技規則書」、ロードスター・パーティレース競技規則/車両規定が含まれる。

本特別規則書は前記各団体の共通規定が優先され、またスーパーカート（SK）レース、MAZDA Fan ENDURANCE、N-ONE OWNER'S CUPには別途特別規則が発行される。

第1条 競技会名称

筑波チャレンジクラブマンレース 第1戦
筑波チャレンジクラブマンレース 第2戦
筑波チャレンジクラブマンレース 第3戦
筑波チャレンジクラブマンレース 第4戦

第2条 開催日程及び主催者

第1戦 4月1日（日）
第2戦 6月10日（日）
第3戦 8月26日（日）
第4戦 10月28日（日）
主催：ビクトリーサークルクラブ（VICIC）

代表 今宮 眞
〒250-0012 神奈川県本町4-3-43
TEL:0550（78）0128

第3条 大会組織委員会

	第1戦	第2戦	第3戦	第4戦
組織委員長	今宮 眞	今宮 眞	今宮 眞	今宮 眞
組織委員	朝倉 敬一	朝倉 敬一	朝倉 敬一	朝倉 敬一
組織委員	鈴木 雄三	鈴木 雄三	鈴木 雄三	鈴木 雄三

第4条 大会審査委員会

	第1戦	第2戦	第3戦	第4戦
審査委員長	水野 雅男	水野 雅男	関根 基司	福士 克二
審査委員	木村 芳郎	福士 克二	木村 芳郎	木村 芳郎
審査委員	福士 克二	関根 基司	福士 克二	関根 基司

第5条 大会役員

	第1戦	第2戦	第3戦	第4戦
競技長	朝倉 敬一	朝倉 敬一	朝倉 敬一	朝倉 敬一
事務局長	畑山 忠彦	畑山 忠彦	畑山 和樹	畑山 忠彦

第6条 開催場所

筑波サーキット コース2000 (2,045m)

茨城県下妻市村岡乙159

TEL : 0296 (43) 3146

第7条 参加申込受付期間及び受付場所

- 参加申込受付期間は、開催日の1か月前から開始し、2週間前に受付を終了する。
- 受付場所
ビクトリーサークルクラブ (VICIC) 内
筑波チャレンジクラブマンレース事務局 宛
〒250-0012 神奈川県本町4-3-43
- 提出書類
 - 参加申込書
 - 車両仕様書
 - 参加料 (申込と同時に送付しなければならない)

4. 受理または拒否の通知

参加申込の受付締切後に、エントリー宛に正式に受理または拒否の通知書を発送する。参加を拒否されたエントリーに対しては、参加料保険料を返却する。

5. 車名の登録 (ネーミング)

筑波サーキット4輪一般競技規則書 第13条 (参加車両名称) に準ずる。

第8条 エントリーの取消

参加申込期間を経過してからのエントリーの取消に関しては、参加料は返却されないものとする。

第9条 ワンメーカーレース

ワンメーカーレース参加者は、それぞれのワンメーカーレース規則に定められた参加申込規定を満たさなければならない。

第10条 開催種目とレース距離

種目	周回数	完走周回数	決勝出場台数
スーパーFJ/FJ1600	18周	16周	30台
TTC1600	15周	10周	30台
TTC1500	15周	10周	30台
TTC1400	15周	10周	30台
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONEシリーズ規則書に準ずる		
MAZDA Fan ENDURANCE	MAZDAシリーズ規則書に準ずる		
ロードスターパーティレース	ロードスターパーティレースの規則書に準ずる		

第11条 参加資格

1. 参加者

参加者は、本年度有効なJAF参加者許可証を所持するものでなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。

2. ドライバー

すべてのドライバーは有効な運転免許証を所持し（限定Aライセンス所持者は除く）JAF2018年国内競技運転者許可証A以上を所持していること。

① スーパーFJ

筑波シリーズ規定参加資格ドライバーの資格に準ずる。

出場実績（F4、スーパーFJ）

② 筑波ツーリングカー

筑波シリーズ規定参加資格ドライバーの資格に準ずる。

② ロードスターパーティレース

ロードスターパーティレースの規則書に準ずる。

第12条 参加料金

各レースとも、1台につき次の通りとする。

筑波スーパーFJ選手権	43,200円（40,000円 消費税3,200円）
FJ1600	43,200円（40,000円 消費税3,200円）
筑波ツーリングカー	43,200円（40,000円 消費税3,200円）
N-ONE OWNER'S CUP MAZDA Fan ENDURANCE ロードスターパーティレース	各シリーズの公示を参照のこと

第13条 保険料

ドライバーは900万円以上、ピットクルーは400万円以上の有効な保険に加入しなくてはならない。既に有効な保険に加入済の場合はその旨、参加申込書の「保険加入済申告書」欄に申告するものとし、加入保険金額がこれに満たない場合、その不足分につき必ず保険に加入しなければならない。加入済申告書は、参加申込時に参加申込書により行うものとする。

不足加入における加入保険料は次の通りとする。

ドライバー／ピットクルー……………各々1,500円

（JMRC関東見舞金制度ワンイベント加入となります。）

※JMRC関東及び筑波モータースポーツ共済会に加入している場合は、その旨、申

告すること。

※保険金の支払はJMRC関東見舞金制度支払方法または、筑波共済会の支払い方法に基づく。

第14条 参加車両

1. スーパーFJ

2018年度JAF国内車両規則第1編、第10章スーパーFJ規定及び第4編付則、スーパーFJ車両規定の競技会用実施細則に合致した車両。

第15条 公式予選

参加ドライバーは、定められた公式予選に参加しなければならない。

1. 使用車両

公式予選に使用できる車両は、公式車両検査に合格した車両に限られる。

2. 予選方式

タイムトライアル方式とし、ドライバーは公式通知に定められる公式予選時間内に計時記録を受けなければならない。予選走行に関する諸規則は、全て決勝レースと同様とする。

3. 公式予選通過基準タイム

公式予選結果の上位三台のベストラップタイムを平均したものに130%を乗じたものを公式予選通過基準タイムとする。但し、この基準タイムは天候その他の状況の変化により変更されることがある。

4. 予選通過台数が、最大認定出場台数に満たなかった場合、競技会審査委員会は、不可抗力によって上記の予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーに対し、決勝レース出場を認めることが出来る。但し、次の場合に限りスタートが許される。

A) すでに予選を通過した車両が除外されないこと。

B) それらのドライバーによってあらゆる安全事項（サーキット知識等）について保証されていること。

前記車両は、スターティンググリッドの後部よりスタートするものとする。

第16条 JAF選手権レース完走周回数

JAF選手権レースにおいては、優勝者が走行した周回数の90%（小数点以下切り捨て）以上の周回数を走行したドライバーのみ完走と認められる。

第17条 賞典

各レース種目ごとの大会賞典は、次の通りとする。

1. スーパーFJ

筑波シリーズ規定に規定された通りとする。

2. ツーリングカー

優勝～6位まで 主催者賞／優勝～3位 JAFメダル

第18条 賞典の制限

参加台数	内容
2～3台	1位まで
4～5台	2位まで
6～7台	3位まで
8～9台	4位まで
10～11台	5位まで
12台以上	6位まで

第19条 ピットレーン速度制限

ピットレーンを走行する際は、必ず40km/h以下を厳守すること。

第20条 ペナルティ

1. レース中の違反（反則スタート含む）により、ペナルティストップが決定された場合、スタートライン前方のフラッグタワーにて「PENALTY」及びD（ドライブスルー）と表記したボード、カーナンバーが提示される。
2. ペナルティストップエリアは、ピットロード出口右側に白線によって停車スペースを表示。
3. 車両がペナルティストップエリアに停止したら、前方のカウントダウンタイマーにてペナルティ時間を表示する。
4. ドライブスルーはピットロードを通過しコースインする。

5. ペナルティストップ及びドライブスルーの指示によりピットインした車両は、ピットロードを40km/h以下で走行し、直接ペナルティストップエリアに停止すること。たまたま自チームに停止してしまった場合、ペナルティストップ及びドライブスルーは実施されず、再度ピットインしてペナルティの罰則を受けること。

なお、通告後3周以内にピットインし罰則を受けること。

第21条 車載カメラ

車載カメラの搭載に関しては筑波サーキット4輪一般競技規則書に則り確実な方法で取り付けられなければならない。なお車載カメラによる映像は自己のドライビングスキル向上のためのみに用いられるものとし、競技の判定には採用されない。

第22条 無線装置

競技車両とピット/チーム間の無線装置使用は禁止される。ただし競技車両のドライバーとピットのピットクルーとの通話の目的に携帯電話の使用のみが認められる。この際はドライビングに支障のないハンズフリー機能等を有した機器を使用し、車両に安全かつ確実に携帯電話本体ならびにハンズフリー装置等の周辺装置などが取り付けられていることを車両検査の際に車検担当オフィシャルに示し、確認を受けなければならない。なお、ヘルメットへの一切の加工は禁止される。

本規則は2018年2月21日より施行される。

以上